

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 納税地変更処分取消請求事件
国側当事者・国(渋谷税務署長)
平成20年10月24日却下・控訴

判 示 事 項

- (1) 取消訴訟等の抗告訴訟の対象となる「処分」の意義
- (2) 課税庁が納税者の納税地がA税務署の管轄内にあるため所得税及び消費税等の確定申告書等をA税務署長に送付した旨の通知は、実質的に納税者の納税地を変更する処分であり、所定の手続を経ていない違法なものであるとの納税者の主張が、所得税及び消費税の納税地が課税庁の行為によって変更されるのは、現行法令上、従前の納税地が不適當であると認められる場合にその所轄の国税局長等によって納税地の指定(所得税法18条(納税地の指定)、消費税法23条(納税地の指定))がされる場合に限られるところ、本件各通知は、課税庁において、平成18年の納税者の所得税及び消費税の納税地がA税務署の管轄内にあるとの認識を前提として、A税務署長に各確定申告書及び本件届出書を送付したことを通知する内容のものと認められ、本件届出書の記載内容を含む本件の全証拠によっても、課税庁において、その時点における納税者の納税地が課税庁の管轄内にあって不適當であるとの認識に基づき殊更自ら法定の権限を欠く納税地の指定(所得税法18条、消費税法23条)をしたものとは認めることはできず、納税者の所得税及び消費税の納税地を実質的に変更する効力を有するものではないから、「処分」に該当しないとして排斥された事例
- (3) 公務員としての処分行為の存否は、公務員の抽象的職務権限の範囲内に属するか否か、公務としての外観を有するか否かによって決すべきであるとし、①本件各通知が文書をもってされ、これと前後して、②A税務署が税務調査を行おうとし、③A税務署長が平成16年分の所得税に係る更正処分等をしたことから、本件各通知は取消訴訟の対象となるとする納税者の主張が、本件各通知の文面自体から、本件各通知が納税者の納税地を実質的に変更する能力を有するものでないことが看取されること、A税務署の対応も課税庁において納税者の納税地及び所轄税務署を当時の住所地及びA税務署であると認識していたとする認定と整合することから、本件各通知が処分でないとする判断を左右するものではないとして排斥された事例
- (4) 行政事件訴訟法7条、民事訴訟法143条に基づく訴えの追加的変更の申立てとして、「訴の変更申立書」をもって、B税務署長が納税者に対してした平成16年分の所得税及び消費税等に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えを本件訴えに追加的に併合する旨の納税者の申立てが、本件訴えに係る請求と併合請求との関係については、取消しを求める対象となる行為の主体である行政庁、行為の性質・内容及び課税期間がいずれも異なり、各請求に係る争点並びにその判断の基礎となる主要事実及び訴訟資料・証拠資料が共通する関係にあるとはいえない以上、本件訴えに係る請求と併合請求との間に請求の基礎の同一性があるとは認められないとして却下された事例

判 決 要 旨

- (1) 取消訴訟等の抗告訴訟の対象となる「処分」(行政事件訴訟法3条2項(抗告訴訟))とは、公権力の主体たる国又は公共団体(法令に基づきその権限の委託を受けた機関を含む。)が行う行為のうち、公権力の行使としてされる行為であって、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同39

年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照)。

(2)～(4) 省略

判	決
原告	甲
訴訟代理人弁護士	佐藤 忠宏
被告	国
代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	渋谷税務署長
指定代理人	藤原 典子
同	嶺山 登
同	片桐 克典
同	加藤 義隆
同	信本 努
同	関野 真幹

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 渋谷税務署長が平成19年4月9日付け「所得税の納税申告書等の送付通知書」をもって原告に対してした納税地の変更処分を取り消す。
- 2 渋谷税務署長が平成19年4月20日付け「消費税及び地方消費税の納税申告書等の送付通知書」をもって原告に対してした納税地の変更処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、渋谷税務署長が、原告から平成18年分の所得税及び消費税等の各確定申告書等の提出を受けた後、原告に対し、平成19年4月9日付け及び同月20日付けの各送付通知書（甲2、3。以下「本件各通知書」という。）を送付し、原告の納税地が緑税務署の管轄内にあるため上記各確定申告書等を緑税務署長に送付した旨の通知（以下「本件各通知」という。）をしたところ、原告が、本件各通知は実質的に原告の納税地を変更する処分であり、所定の手続を経ていない違法なものであるとして、その取消しを求めている事案である。なお、本件は、本案前の争点についてあらかじめ判断するため、弁論を終結したものである。

1 関係法令の定め

(1) 所得税法18条（納税地の指定）

ア 所得税法15条（納税地）又は16条（納税地の特例）の規定による納税地が納税義務者の所得の状況からみて所得税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（当該国税局長の管轄区域以外の地域に

ある納税地を指定する場合には、国税庁長官。以下「国税局長等」という。)は、これらの規定にかかわらず、その所得税の納税地を指定することができる(同法18条1項、同法施行令56条)。

イ 同法17条の規定による納税地が同条に規定する支払をする者の支払事務の形態その他の状況からみて同条の所得税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長等は、同条の規定にかかわらず、その所得税の納税地を指定することができる(同法18条2項)。

ウ 国税局長等は、上記ア又はイの規定により所得税の納税地を指定したときは、これらの規定に規定する納税義務者又は支払をする者に対し、書面によりその旨を通知する(同法18条3項)。

(2) 消費税法23条(納税地の指定)

ア 消費税法20条ないし22条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等の状況からみて当該資産の譲渡等に係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長等は、これらの規定にかかわらず、その資産の譲渡等に係る消費税の納税地を指定することができる(同法23条1項、同法施行令44条)。

イ 国税局長等は、上記アの規定により資産の譲渡等に係る消費税の納税地を指定したときは、上記アの個人事業者又は法人に対し、書面によりその旨を通知する(同法23条2項)。

2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 本件各通知に至る経緯

ア 原告は、平成19年3月13日、渋谷税務署長に対し、①平成18年分の所得税の確定申告書、②同年分の消費税等の確定申告書、③「所得税・消費税の納税地確認に関する届出書」と題する書面(甲1。以下「本件届出書」という。)を提出した。なお、上記③の本件届出書には、原告の事業所等の所在地及び納税地が「渋谷区」である旨の記載並びに「私は昭和57年9月より現在地で営業を続けて居ます。渋谷税務署長には連続25年間にわたり、申告をして居ます。先日、緑税務署より、意味不明の理由により、所得税の調査に来ましたが妥当か否か確認します。今迄渋谷税務署の調査は当然の権利と思って居ましたが、いかがですか。」との記載がされていた。(甲1ないし3)

イ 渋谷税務署長は、原告に対し、平成19年4月9日付け及び同月20日付けで本件各通知書(甲2、3)を送付し、本件各通知書は、それぞれ当該各日付のころ、原告に到達した。本件各通知書には、原告の住所を「神奈川県横浜市」と表記した上で、原告の納税地が緑税務署の管轄内にあるため、原告が提出した上記アの各確定申告書及び本件届出書を緑税務署長に送付した旨の記載がされていた。(甲2、3)

(2) 本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成19年5月16日、本件各通知を不服として、渋谷税務署長に対し、異議申立てをしたが、同署長は、同年6月27日付けで、本件各通知が国税に関す

る法律に基づく処分ではないことを理由として、異議申立てを却下する旨の決定をした。さらに、原告は、同年7月4日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、同所長は、同年12月14日、本件各通知が国税通則法75条に規定する処分に当たらないことを理由として、審査請求を却下する旨の決定をした。(甲4ないし7)

イ 原告は、平成20年6月10日、本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

本件の争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本案前の争点

本件各通知は、抗告訴訟の対象となる処分に当たるか否か。

(原告の主張の要旨)

本件各通知は、実質的に納税地を変更する処分に当たる。

原告は、昭和57年9月ころ東京都渋谷区内の事業所の所在地を納税地とする旨の届出をし、平成19年12月まで26年間にわたり渋谷税務署長に対し確定申告書等の提出を続けていたにもかかわらず、同年1月、緑税務署は、突然、権限がないのに原告の税務調査を行おうとし、原告がこれを拒んだところ、同年4月に本件各通知がされ、同年6月28日付けで緑税務署長による原告の平成16年分の所得税に係る更正処分等がされたものである。

公務員としての処分行為が存在したか否かは、公務員の抽象的職務権限の範囲内に属するか否か、公務としての外観を有するか否かによって決すべきであるところ、①本件各通知はいずれも文書をもってされ、これと前後して、②緑税務署が税務調査を行おうとし、③緑税務署長が平成16年分の所得税に係る更正処分等をしたことからすれば、本件各通知は、国民の重大な責務に関わる権力行為とみなすべき行為であって、取消訴訟の対象となる。

(被告の主張の要旨)

本件各通知書は、原告の平成18年分の所得税及び消費税等の各確定申告書並びに本件届出書を緑税務署長に送付したことを通知するものにすぎず、原告の納税地が緑税務署の管轄内の住所地とされたのは、所得税法15条1項1号及び消費税法20条1号の各規定から当然に導かれたものであり、渋谷税務署長が本件各通知をしたことによって定められたものではないから、本件各通知は、納税地の指定処分(所得税法18条1項、消費税法23条1項)ではなく、また、原告の権利義務に具体的影響が生ずるものでもないものであって、抗告訴訟の対象となる処分には当たらない(なお、原告は、平成19年12月17日に住所地を東京都渋谷区内の肩書地に異動したようであり(乙1)、この住所地を前提とすると、現在の原告の納税地を所轄する税務署は渋谷税務署となる。))。

(2) 本案の争点

原告は、本件各通知は、東京国税局長ではなく渋谷税務署長が納税地の指定を行うなど、所定の手続を経ておらず、所得税法16条及び18条等に違反しており、違法である旨主張し、被告は、本案の争点に関する主張を留保している。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本案前の争点) について

- 【判示(1)】 (1) 取消訴訟等の抗告訴訟の対象となる「処分」(行政事件訴訟法3条2項)とは、公権力の主体たる国又は公共団体(法令に基づきその権限の委託を受けた機関を含む。)が行う行為のうち、公権力の行使としてされる行為であって、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解される(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照)。
- (2) そこで、以下、本件各通知が、上記(1)の「処分」に該当するか否かについて検討する。

ア 原告は、本件各通知につき、これらによって原告の所得税及び消費税の納税地が変更されたとして、実質的に納税地を変更する処分に当たる旨主張する。

- 【判示(2)】 しかしながら、所得税及び消費税の納税地が課税庁の行為によって変更されるのは、現行法令上、従前の納税地が不適当であると認められる場合にその所轄の国税局長等によって納税地の指定(所得税法18条、消費税法23条)がされる場合に限られるところ、前記前提事実(1)イによれば、本件各通知は、渋谷税務署長において、原告の住所を緑税務署の管轄に属する横浜市内と表記した上で、平成18年の原告の所得税及び消費税の納税地が緑税務署の管轄内にあるとの認識を前提として緑税務署長に各確定申告書及び本件届出書を送付したことを通知する内容のものと認められ、これらの通知の内容に照らすと、渋谷税務署長は、平成18年の原告の所得税及び消費税の納税地を当時の横浜市内の住所地(所得税法15条1号、消費税法20条1号)であると認識して、同地を所轄する緑税務署長への上記各書類の回付の処理を行い、その旨を原告に通知したものと推認するのが相当であり、本件届出書の記載内容を含む本件の全証拠によっても、渋谷税務署長において、その時点における原告の納税地が渋谷税務署の管轄内にあって不適当であるとの認識に基づき殊更に自ら法定の権限を欠く納税地の指定(所得税法18条、消費税法23条)をしたものと認めることはできず、したがって、本件各通知は、平成18年の原告の所得税及び消費税の納税地を実質的に変更する効力を有するものではないというべきである。

原告は、昭和57年9月ころ東京都渋谷区内の事業所の所在地を納税地とする旨の届出をした旨主張するが、仮に、所得税法16条2項、4項及び消費税法21条2項の規定により同区内の事業場等の所在地を納税地とする旨の届出が所定の要件に従い適式に行われていたとしても(適式の届出の有無は、本件の証拠上明らかではない。)、その場合には、平成18年の原告の所得税及び消費税の納税地は渋谷税務署の管轄内にあったことになり、本件各通知は、単に同税務署長の誤った認識及びこれに基づく書類の回付の処理結果を納税者に通知するものにすぎないことになるので、原告の納税地を実質的に変更する効力を有しないことに変わりはない。

したがって、本件各通知は、いずれにしても、公権力の行使としてされた行為ではなく、納税地を巡る原告の権利義務に直接の影響を及ぼすものでもないから、上記(1)の「処分」に該当しないものというべきである。

- 【判示(3)】 イ 原告は、公務員としての処分行為の存否は、公務員の抽象的職務権限の範囲内に

属するか否か、公務としての外観を有するか否かによって決すべきであるとし、①本件各通知が文書をもってされ、これと前後して、②緑税務署が税務調査を行おうとし、③緑税務署長が平成16年分の所得税に係る更正処分等をしたことから、本件各通知は取消訴訟の対象となる旨主張するが、(ア)上記①の本件各通知書の文面自体から、本件各通知が原告の納税地を実質的に変更する効力を有するものではないことが看取されることは、上記アにおいて説示したとおりであり、(イ)上記②及び③の緑税務署の対応も、平成19年4月当時、渋谷税務署を含む課税庁において、原告の納税地及びその所轄税務署を当時の横浜市内の住所地及び緑税務署であると認識していたとの上記アの認定と整合するものといえるので、原告の上記主張は、上記アの認定・判断を左右するものではない。

- (3) 以上によれば、本件訴えは、処分でないものを対象としてされた取消訴訟であるというべきであり、その余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法であるといわざるを得ない。

2 訴えの追加的変更について

【判示(4)】 なお、原告は、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法143条に基づく訴えの追加的変更の申立てとして、平成20年8月28日付け「訴の変更申立書」をもって、緑税務署長が平成19年6月28日付けで原告に対してした平成16年分の所得税及び消費税等に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えを本件訴えに追加的に併合する旨の申立てをした（以下、上記取消請求を「併合請求」という。）が、本件訴えに係る請求と併合請求との関係については、取消しを求める対象となる行為の主体である行政庁、行為の性質・内容及び課税期間がいずれも異なり、各請求に係る争点並びにその判断の基礎となる主要事実及び訴訟資料・証拠資料が共通する関係にあるとはいえない以上、本件訴えに係る請求と併合請求との間に請求の基礎の同一性があるとは認められないので、平成20年9月5日の第2回口頭弁論期日において、上記訴えの変更を許さない旨の決定をしたものである。

第4 結論

よって、本件訴えは、いずれも不適法であるから却下することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 岩井 伸晃

裁判官 三輪 方大

裁判官 小島 清二